

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市相知町大野1078番地

氏 名 株式会社タナカ産業
代表取締役 田中 浩二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日
許可の有効年月日令和3年（2021年）6月22日
令和8年（2026年）6月21日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
鉱さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・
陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上16種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業
廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年6月22日 更新許可

令和5年7月 4日 変 更 届 住所の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起
することができます。

許可の状況

(産業廃棄物収集運搬業)

氏 名	株式会社タナカ産業	許可番号	04105189110
住 所	佐賀県唐津市相知町大野337番地	電話番号	0955-62-5337
事務所の所在地	同 上	電話番号	同 上
事業場の所在地	佐賀県唐津市相知町大野350番1、350番2、350番3	電話番号	—
許 可 内 容 等			
許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
新規許可	平成28年 6月22日	04105189110	収集運搬業 (積替え・保管を含まない)
変更届	平成28年10月28日		車両の変更 (1台追加)
変更届	平成28年11月24日		車両の変更 (3台追加)
変更届	平成30年 6月26日		事業場の所在地の変更
変更許可	平成30年 7月27日		産業廃棄物の種類(燃え殻、汚泥、廃油、 廃酸、廃アルカリ、繊維くず、動植物 性 残さ、ゴムくず、鉱さい及びばいじ ん) の追加
変更届	令和 元年12月24日		車両の変更 (10台追加)
変更届	令和 2年 6月29日		車両の変更 (2台廃止・3台追加)
変更届	令和 2年 8月19日		車両の変更 (1台追加)
変更届	令和 2年 9月10日		車両の変更 (1台追加)
変更届	令和 2年11月 2日		車両の変更 (2台追加)
変更届	令和 3年 1月 7日		車両の変更 (2台追加)
変更届	令和 3年 3月29日		車両の変更 (1台追加)
事 業 の 用 に 供 す る 施 設			
運 搬 車 船	佐 賀11ゆ2094, 佐 賀100は・757, 佐 賀100す3489, 佐 賀45ち3988, 佐 賀100す4541, 佐 賀100す4579, 佐 賀100は4062, 佐 賀100は4063, 佐 賀11ゆ1973, 佐 賀100す6166, 久留米100わ・552, 佐 賀100わ・601, 佐 賀100わ1778, 佐 賀400わ・674, 佐 賀400わ2755, 佐 賀400わ2907, 久留米400わ・770, 佐 賀400わ2545, 佐 賀800す4319, 佐 賀100す7236, 佐 賀800す4408, 佐 賀400ち・274, 佐 賀400ち・275, 佐 賀400ち・572, 佐 賀400ち・573, 佐 賀100す7607 以上26台		

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。